

市主催イベント等の緩和の目安(基本的な考え方)

- 「新しい生活様式」による基本的な感染防止策の徹底・継続
- 施設の開館等にあたっては、「業種別ガイドライン」等に基づく徹底した感染防止対策を実践

○変更前

時期		収容率(※)	人数制限(※)	全国・広域的な人の移動を伴う大規模イベント
現在	屋内	50%以内	原則 5,000人	原則「中止」又は「延期」 ※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超える場合は、「事前相談」に係る対応を行う。
	屋外	十分な間隔(できれば2m)	原則 5,000人	

※ 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度に選択



●変更後

時期	イベントの種類	収容率	人数上限	全国・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
9月19日から 11月末まで維持	大声での歓声・声援等が想定されないもの	100%以内 (収容定員がない場合は、密が発生しない程度の間隔)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%	「中止を含めて慎重に検討」 ※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超える場合は、「事前相談」に係る対応を行う。
	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な間隔(1m))	②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人	

※ 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度に選択

※イベントの種類の**具体例**については、9.11付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名で発出されている事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について(別紙2)」を参照すること。